

## 平成 28 年度 集団健診のお知らせ

今年度も、ちむぐる館や公民館を利用した集団健診が 6 月から始まります。日曜健診も予定していますので、お仕事等で平日の受診が難しい方はぜひご利用下さい。多くのみなさまの受診をお待ちしています。

健診日		対象区域	受付時間	健診場所	胃がん検診
6月6日	月	新川・東新川	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		喜屋武			
6月29日	水	与那覇	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		山川・兼本ハイツ			
7月6日	水	宮城	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		宮平			
7月11日	月	津嘉山	8:30～10:30	津嘉山公民館	○
7月12日	火				
7月22日	金	兼城	8:30～10:30	ちむぐる館	○
8月26日	金	大名	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		慶原			
		北丘ハイツ			
		第一団地・第二団地			
10月12日	水	本部	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		照屋			
		神里			
10月23日	日	全体①	8:30～10:30	ちむぐる館	○
11月10日	木	ナイト健診	18:00～19:30	ちむぐる館	×
11月16日	水				
11月20日	日	全体②	8:30～10:30	ちむぐる館	○
12月11日	日	全体③	8:30～10:30	ちむぐる館	○
2月5日	日	全体④	8:30～10:30	ちむぐる館	○

※対象区域以外の日程でも受診可能です。

### ★持参するもの

- 健康診査受診券(国保の保険証、40歳未満健診受診券、長寿健診受診券)
- がん検診受診券

### ★ご理解とご協力を お願いします。

- ・×印の箇所は胃がん検診が受診できません。○印または、個別健診の各医療機関で受診して下さい。
- ・集団健診で実施している胃がん検診はバリウムのみです。胃カメラは実施していません。
- ・胃がん検診(バリウム)を受診希望の方は前日の午後9時以降は食事をとらないで下さい。前日の夜12時まではお茶や水は飲んでかまいません。また降圧剤を飲んでいる方は、検査の3時間前までにコップ1杯の水で服用して下さい。

集団健診についてのお問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798 まで

## 高齢者向け給付金の申請はお済みですか

**【支給対象者】** 平成28年度中(平成29年3月31日まで)に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

※課税されている方の税の扶養に入っている場合や生活保護の受給者である場合は該当しません

**【申請受付】平成28年7月15日(金)まで**

**【支給額】** 1人につき 3万円(1回限り)

**【基準日】** 平成27年1月1日(申請は基準日時点で住民票がある市町村になります。)

- 【申請方法】**
- 給付金の対象となる見込みのある方へ、町より申請書を郵送しています。
  - 必要事項を記入し押印の上、確認書類を添付して同封の返信用封筒で役場へ送付願います。
  - 直接役場窓口にて提出することも可能です。



**振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。**

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は市町村や警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【お問い合わせ】 こども課 臨時福祉給付金対策室 役場2階 ⑦番窓口 ☎851-3989

## 児童手当の現況届がはじまります

届出期間  
平成28年  
6/15(水)～  
6/29(水)

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。  
◆6月初旬頃、受給者の方へ役場から個人通知を発送します。内容をご確認のうえ必ず届出して下さい。

※受付時間  
平日8:30～17:15  
(6/23は受付できません。)

### 児童手当支給額(所得制限があります)

児童の年齢	児童手当の額(1人あたりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修学前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 所得制限限度額

(この限度額を超えた場合は特例給付として児童1人あたり月額5千円の支給になります。)  
(単位:万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。



### 出生や転入後、児童手当の手続きは済んでいますか?

出生したり、児童手当の受給者が町外から転入した場合、児童手当を受給するためには異動があった日から15日以内に役場窓口で手続きをする必要があります(公務員の方は勤務先での手続きとなります)。手続きがまだの方は早めに行ってください。

※手続きが遅れると、支給される手当も減ってしまいますのでご注意ください。



【お問い合わせ】 こども課 ☎889-7028